

「第309回 判例・事例研究会」

請負報酬債権と瑕疵修補に代わる損害賠償債権の相殺

| | |
|-------|----------------|
| 日 時 | 令和元年9月4日 |
| 場 所 | 湊総合法律事務所 第1会議室 |
| 報 告 者 | 弁護士 野村 奈津子 |

【判例】

| | |
|------------------------|--|
| 事件の表示 | 事 件 名 請負代金請求控訴事件 事 件 番 号 東京高等裁判所/ 平成15年(ネ)第2890号 決 定 平成16年6月3日 判決 |
| テーマ | 請負人が報酬請求権を自働債権とし注文者の瑕疵修補に代わる損害賠償請求権を受働債権として対当額において相殺する旨の意思表示をすることの可否 |
| 判 旨 (抜 粋) | 請負契約における注文者の報酬支払義務と請負人の目的物引渡義務とは対価的牽連関係に立つものであり、瑕疵ある目的物の引渡しを受けた注文者が請負人に対し取得する瑕疵修補に代わる損害賠償請求権は、この法律関係を前提とするもので、実質的・経済的には、請負金額を減額し、請負契約の当事者が相互に負う義務につきその間に等価関係をもたらす機能を有するのであって、しかも、請負人の注文者に対する報酬債権と注文者の請負人に対する瑕疵修補に代わる損害賠償債権とは、ともに同一の原因関係に基づく金銭債権である。以上のような実質関係に着目すると、両債権は同時履行の関係にある（民法634条2項）とはいえ、相互に現実の履行をさせなければならない特別の利益があるものとは認められず、金銭との引換給付を命ずる |

判決の強制執行手続上の難点をも併せ考えると、両債権の間で相殺を認めても、相手方に対し抗弁権の喪失による不利益を与えることにはならないし、両債務の清算履行上も合理的であり、このような場合には、相殺により清算的調整を図ることが当事者双方の便宜と公平にかなない、法律関係を簡明にさせるゆえんでもある（最高裁昭和53年9月21日第一小法廷判決・裁判集民事125号85頁参照）。そして、請負人の報酬債権に対し注文者がこれと同時履行の関係にある瑕疵修補に代わる損害賠償債権を自働債権とする相殺の意思表示をした場合、注文者は、相殺後の報酬残債務について、相殺の意思表示をした日の翌日から履行遅滞の責任を負うが（最高裁平成9年7月15日第三小法廷判決・民集51巻6号2581頁参照）、注文者が相殺の意思表示をしないときに、請負人が報酬債権を自働債権として注文者の選択した瑕疵修補に代わる損害賠償債権に対して相殺の意思表示をした場合も、注文者は、相殺後の報酬残債務について、相殺の意思表示をした日の翌日から履行遅滞の責任を負うものと解すべきである。注文者が相殺の意思表示をしないときに、請負人が報酬債権を自働債権として注文者の選択した瑕疵修補に代わる損害賠償債権に対して相殺の意思表示をすることを許すことは、相殺による清算後の残報酬について遅延損害金の支払義務の発生を止め得る注文者の利益を失わせることになるが、このような利益を注文者になお保持させなければ不公平であるといえる合理的な理由は考え難く、相殺時までの抗弁権の存在効果によって、注文者は報酬債務について相殺時までの履行遅滞の責任を負わず、前記のとおり、相殺後の報酬残債務について、相殺の意思表示をした日の翌日から初めて履行遅滞の責任を負うにとどまると解することによって、当事者双方の衡平が十分に保たれるといえることができる。